

東部環境工場の大型ごみ受入を停止します

東部環境工場の破碎機の定期保守点検のため、大型のごみの受け入れを停止します。

期間中は、燃やす前に破碎する必要がある大きなごみを東部環境工場で受け入れることができません。急ぐ方は西部環境工場へ持ち込んでください。

▶ **期間** 10月24日(火)～11月2日(木)

※通常のごみは受け入れ可能です。

詳しくは、廃棄物計画課(☎328-2359)または東部環境工場(☎380-8211)へ。

税

10月は市県民税第3期の納期です

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、金融機関または郵便局で申込みください。

また、ホームページからも申込みできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(納税課 ☎328-2204)

インターネット公売

市税の滞納処分により差し押えた不動産、自動車を官公庁オークションサイトで公売します。

■不動産

▶ **申込み期間** 9月28日(木)～10月16日(月)

▶ **入札期間** 10月23日(月)～30日(月)

■自動車

▶ **申込み期間** 9月28日(木)～10月16日(月)

▶ **入札期間** 10月23日(月)～25日(水)

※申込み開始日から、出品物が「YAHOO! JAPAN官公庁オークション」ホームページ(<https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)および市ホームページに掲載されます。

※滞納税が完納になった場合、その滞納者の公売は中止になります。

詳しくは、「YAHOO! JAPAN官公庁オークション」ホームページまたは納税課(☎328-2202)へ。

公的年金を受給している方で65歳になった方へ

公的年金などを受給している方で、平成28年4月2日～29年4月1日の間に満65歳になった方(昭和26年4月3日～27年4月2日生まれの方)は、10月から市県民税の納付方法が変わります。

これまで普通徴収(納付書または口座振替による納付)だったものが、公的年金からの特別徴収(天引き)になります。

▶ **対象(平成29年4月1日現在)**

- ・年間18万円以上の公的年金などを受給している方で市県民税が課税となる方
- ・公的年金から、所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を差し引いた残額が、市県民税額よりも多い方

※公的年金の収入以外に、給与や不動産、農業などの所得がある場合、その所得にかかる税額は、給与からの特別徴収または普通徴収になります。

※納付方法が公的年金からの特別徴収に変わること、新たな税負担は生じません。

※年金保険者からの年金振込通知書に記載されている「個人住民税」と「個人市県民税」は、同じ税金です。

詳しくは、区役所税務課へ。

台風などで被害を受けた償却資産の減免

台風などの災害で農業用ビニールハウスなどの償却資産に被害を受けた場合、その被害程度に応じて、申請により被害を受けた日以降の納税未到来分の税額を減免する制度があります。

▶ **対象要件** 災害により損傷を受け、修理または取替えを必要とする場合で、償却資産の価格の20%以上の価値を減じたとき

▶ **申込み** 納期限の7日前までに、減免申請書に被害を受けた資産の写真および修理の見積書(全壊の場合は見積書不要)を添付し、区役所税務課または課税管理課(市庁舎2階)へ

※減免申請書は市ホームページからダウンロードまたは区役所税務課で配布。

申請書・添付書類について、詳しくは、課税管理課(☎328-2195)へ。

衛生

寄生虫(ヒラメ、馬刺し)による食中毒にご注意を!

寄生虫による食中毒には、ヒラメの刺身などに関連するクドア・セプテンククタータ(以下クドア)や馬刺しを介して発生するサルコシステイス・フェアリー(以下サルコ)などがあります。食後数時間後に嘔吐や下痢の症状が出て、軽症で終わる場合が多いです。

▶ **予防方法**

- ・食材の中心部まで十分に加熱する。
- ・食材の中心部まで冷凍する。
クドア: -15℃～-20℃で4時間以上
サルコ: -20℃で48時間以上
- ※馬刺しに関しては、事業者間で販売前に冷凍する対策が進んでいるため、平成26年以降サルコを原因とする食中毒は発生していません。

(食品保健課 ☎364-3188)

有毒植物や毒キノコによる食中毒にご注意を

実りの秋を迎え、食べ物のおいしい季節になりました。そこで全国的に増えてくる食中毒が有毒植物や毒キノコによる食中毒です。

有毒植物や毒キノコを原因とする食中毒では、最悪の場合死に至るケースがあります。正しい知識を身につけ、食中毒から身を守りましょう。

▶ **症状** 嘔吐、下痢、腹痛、悪寒、頭痛、めまい、呼吸困難などが食後30分程度で現れます
※上記の症状を発症した場合は、すぐに医療機関を受診してください。

▶ **原因** 有毒野草や毒キノコを、姿形の似ている野菜や食べられるキノコと間違えて食べてしまうことが原因の多くを占めています(スイセン(有毒)をニラ(無毒)と間違えるなど)

▶ **予防**

- ・食用の野菜と園芸植物は別々の場所に分けて栽培する。
- ・山菜狩りの際は、食べられる植物かどうか一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認する。
- ・食用と確実に判断できない植物は、採らない、食べない、人にあげない。

(食品保健課 ☎364-3188)

市有地(熊本駅西地区)を公売します

熊本駅西土地区画整理事業地内の市有地を一般競争入札で公売します。

No	物件の所在	地目	地積(m ²)	用途地域
1	西区春日3丁目2174番	宅地	137.23	近隣商業地域
2	西区田崎1丁目301番	宅地	133.88	

▶ **募集要領配布期間** 9月20日(水)～10月31日(火)
(土・日、祝日を除く)

▶ **申込み** 10月2日～31日までに直接熊本駅周辺整備事務所(中央区細工町4丁目30-1扇寿ビル3階)へ
※午前8時半～午後5時(土・日、祝日を除く)。

▶ **入札日時** 12月6日(水) 午後2時半～(物件ごとに随時)

▶ **入札場所** くまもと森都心プラザ6階D会議室(待合室は6階C会議室)

※最低売却価格、物件の詳細、入札の参加資格、入札の手順などは、熊本駅周辺整備事務所、市庁舎1階総合案内、区役所総合案内で配布する「市有地公売募集要領」を確認してください。

・市ホームページでも確認できます。

詳しくは、熊本駅周辺整備事務所(☎323-8188)へ。

消費税の軽減税率制度説明会

無料

事業者の方を対象に、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者に関係ある制度ですので、ぜひ、お越しください。

■消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日から消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。

■軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、会議費や交際費として飲食料品などを購入する事業者の方や消費税の免税事業者の方なども、取扱い商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要になります。

期日	時間	場所	定員	申込み
10月24日(火)	①午前10時～正午 ②午後1時半～3時半	熊本西税務署第1会議室(西区春日2丁目10-1合同庁舎A棟1階)	各回200人	10月13日午後5時までに電話で熊本西税務署法人課税第1部門(☎355-1181代表)へ
		熊本東税務署3階大会議室(東区東町3丁目2-53)	各回50人	10月13日午後5時までに電話で熊本東税務署法人課税第1部門(☎369-5566代表)へ

※会場には駐車場はありませんので、公共交通機関などをご利用ください。

※座席数に限りがありますので、参加する方は必ず事前に申込みください。

※税務署の電話番号に掛けると音声案内が流れます。自動音声に従って「2」を選択してください。

(課税管理課 ☎328-2195)